

平成23年柴田町議会第3回臨時会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福祉課長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	佐藤富男君
地域再生対策監	長谷川敏君
税収納対策監	武山昭彦君
公共施設管理監	小野宏一君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	丹野信夫君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 査	太田健博

議 事 日 程 (第1号)

平成23年4月28日(木曜日) 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 第 5 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算)
- 第 6 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 第 7 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算)

- 第 8 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第 9 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第10 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
- 第11 議案第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度柴田町一般会計補正予算)
- 第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 第13 議案第11号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する町税の減免に関する
条例
- 第14 議案第12号 平成23年度柴田町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成23年柴田町議会第3回臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、去る3月11日発生いたしました東日本大震災から本日で7週目を迎えます。被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。そして、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。黙禱。

お直りください。着席ください。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び代表監査委員の出席を求めています。

なお、本日広報関係の写真撮影を許可しておりますのでご了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において8番有賀光子さん、9番水戸義裕君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次の日程に入る前に、町長から東日本大震災に係る発言の申し出がありますので、これを許

します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大震災発生後、きょうで49日ということになります。まだまだ余震が続いていますが、大きな余震は少し少なくなった気配があるのではないかなというふうに思っております。

柴田町のこの大震災に対するその後の対応でございますが、今現在は被災者への支援を本格化しているところでございます。きょうも被災者の方々へのいろんな支援制度の説明会を実施しております。お手元に参考資料として国の支援制度、それから柴田町独自の支援制度、それから税制関係、現在での罹災証明の件数等を一覧表にして参考資料としてお手元にお配りしておりますので、どうぞごらんになっていただきたいというふうに思っております。それが一つです。

二つは、柴田町の本格的な災害復旧への移行ということでございます。5月に道路関係の査定がございます。それから下水道の査定がございますので、その査定に対する準備を今進めているところでございます。5月の連休明けには査定を受けるということになっております。

その際、問題がございます。一つは、その査定を受けるための調査、設計、これは単費なんでもございますが、大きな予算が伴うという、きょうも提案しておりますけれども単独費ということで、これまでの災害では認められないといいますが、認められても補助対象の経費が少ないということもございます。そのために、国や県に対し陳情活動を行っているところでございます。調査、設計についても全額を補助対象とするようにというふうに要望活動をしております。

もう一つでございます。実は、小さな災害、柴田町は大きなところは余り多くはありませんで、実は生活に密着した小さな災害が多数ございます。これが国の補助対象基準から外れます。そのときに、実は制度として小規模な災害債、要するに小さなものを集めて借金ができる仕組みがございます。これはすべて全額地方交付税に算入されるという債権なのですが、小さな災害債といいます、小災害債、これを活用したいというふうに思っております。ところがこの小災害債、小さなものでも普通の災害と同じようにきちっと書類を出さなければならぬということございまして、制度はあるのですが、これまで災害を受けた自治体ではなかなか活用できないということだったんですね。ですけれども、小災害債を活用したい。職員には大変迷惑をかけるのですが、小さなものを積み重ねると何百箇所とあるもので

すから、それでも書類は同じということなので、これを簡素化するように国のほうに今陳情活動しております。県も立場が同じでございます。同一歩調をとっております。これが柴田町の本格復旧に対する今の現状でございます。

それから、山元町とか閑上の方々がこの柴田へ花見にいらっしゃいました。私もせっかくいらっしゃったのでごあいさつをさせていただきましたが、皆さん当初は大分顔が引きつっていたのですが、花見の中で少し余裕を取り戻されたのかなということで、心の中はわかりませんが、表面上は町の職員と一緒に花見を通じて交流を深めたところでございます。これからも山元町の方々はいらっしゃいますので、きめ細かな支援を行っていきたいというふうに思っております。そういった意味で、今議会ではその予算措置をお願いするということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、今後の教訓としまして、情報体制に大分問題があったということでございます。電気が4日間とまった、通信が5日間とまったときの区長さんを通じた各家庭に対する防災無線、これをことし10基用意しておりましたが、これを倍増するくらいの補正予算を組みたいと思っております。

それから、避難所の問題もございました。避難所で、本当にこの方々が避難民なのかというような問題のある方々も、私から見えてありましたので、避難所に生活した方々と家でひとりで頑張ったお年寄りの方々もいらっしゃいます。この関係を整理しないといけないなというふうに思っております。今後議会で議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、給水対策ということで、頑張りましたけれども、各区長さんからは大き目のポリタンク、500リットル、1トンの半分、これを地区に用意してほしいというような要望がありましたので、こういう点も含めまして今後議会の中で一緒に今後のこういう想定外の対策を進めさせていただきたいというふうに思っております。

きょうの議会に当たりまして、ちょっと雑駁なまとめになってしまいましたけれども、ごあいさつとさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成22年度柴田町一般会計補正予算)

○議長(我妻弘国君) 日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成22年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれました第1回定例会の後に、地方譲与税、各種交付金及び特別地方交付税などの歳入が確定し、歳出においては特別会計繰出金の確定、各事務事業費の精算が完了したこと、あわせてこのたびの東日本大震災に係る応急措置の費用負担に対処するため予備費を追加し、歳入歳出の差し引き額については財政調整基金に積み立てたことにより8,981万9,000円の増額補正となりました。この増額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ115億220万2,000円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 説明申し上げます。

まず、1ページが議案書、3ページが専決処分書になります。補正の内容については5ページからになりますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、補正予算の総額です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,981万9,000円を追加し、補正後の総額を115億220万2,000円とするものです。

11ページをお開きください。第2表は繰越明許費の補正を行うものですが、いずれも今回の震災にかかわって22年度実施分が縮小となったことから、23年度繰り越しとして追加、事業量の変更を行うものです。すべて補助事業にかかわる事案となります。狭あい道路整備促進事業で490万円の追加。宮城県議会議員一般選挙、家屋補償事業、一般町道維持管理費で事業費の増加を行っております。

次のページの第3表、これは債務負担行為の補正となります。事業費確定による予算の変更を行っております。特に下から3行目、北船岡町営住宅2号棟建設事業費、これは入札の結果91%台の落札となったことから、1億6,000万を越す減額を行っております。

13ページ、第4表をごらんください。地方債補正です。年度ごとの事業計画の確定により、

公営住宅整備事業費、安全安心な学校づくり交付金事業費で限度額の補正を行っております。

続きまして、歳入歳出の事項別明細、説明になります。今回の補正事案の多くが決定見込み、額の確定、いわゆる予算の残額の整理になります。主要な政策的な事項だけ説明を申し上げます。

最初に歳入です。17ページお開きください。款1項1町民税2,126万3,000円の増額補正となりました。これは個人町民税の現年分、特に退職手当等に伴う町民税の増額分が大きな要因となります。一方で、法人町民税は771万5,000円の減額となっております。

下の段です。項2固定資産税は1,995万3,000円の増額です。これは滞納繰越分の決定見込みによる増額となります。

19ページをお開きください。19ページから21ページまで、これは各費目をごらんいただきたいのですが、譲与税、交付金等で交付額確定による増減となります。特に21ページ、地方交付税になります。3,811万3,000円の増額です。この増額で、特別交付税は総額で1億8,000万円規模となりました。前年度比で3,000万円程度減額になるというふうに予測しておりました。これはルール分で減額になるはずだったのですが、21年度、今回の増額になりまして、規模としては21年度とほぼ同額の交付となっております。

24ページをお開きください。款15国庫支出金、総務費国庫補助金、無線システム普及支援事業費等補助金で785万1,000円を減額補正しております。これは地デジの難視対策に伴う整理となります。また、安全安心な学校づくり交付金307万9,000円の増額は、これは事業査定の中で補助事業枠分を新たに認められたことによって追加となったものです。

関連として30ページを開いていただきたいのですが、この補助の増額で款22の町債、教育債で300万円を減額しています。この増額と減額、いわゆる財源の組み替えというふうにしております。

27ページにお戻りください。上段です。款16項2県補助金、総額で1,428万8,000円の減額です。これは新型インフルエンザワクチンの接種助成費や緊急臨時雇用にかかわる緊急雇用創出事業、重点分野雇用創出事業など事業量確定による減額となります。

28ページです。中の段、款18項1目4総務費寄附金です。440万5,000円を追加補正しています。今回の震災にかかわって北海道伊達市から300万の支援金がありました。その寄附金を計上しております。

次に歳出について説明いたします。31ページから歳出となります。

冒頭でも申し上げましたが、予算整理の意味合いの支出見込み額の確定がほとんどです。

32ページをお開きください。表の下の段になります。款2項1目3情報政策費で1,064万4,000円を減額しております。歳入で申し上げましたが、地デジ対策の22年度支出見込みによるものです。

34ページです。目6基金管理費。今回の補正の剰余額1億3,000万円を財政調整基金に積み立てしています。この積み立てで22年度末財政調整基金の予算による論理額になりますが、7億7,000万円規模となります。ただ、この後23年の補正予算で震災対策として3億5,000万を取り崩す予算措置を行っておりますことをご承知いただきたいと思っております。

以降の款2総務費から、61ページの款10教育費まで、これは予算の整理、いわゆる決定見込み額の確定により増減となります。説明については割愛いたします。

62ページになります。款13予備費です。専決でもって大きな金額6,839万8,000円を予備費として計上いたしました。これは今回の震災にかかわる費用を担保するため追加補正としたものです。震災対応がその緊急性から事前予算組みが難しいことから、一括して想定経費を予備費として措置したものです。この予備費は、逐次必要な費目に充用し予算の執行としましたが、内容については別紙予備費充用一覧、1枚紙なのですが、そちらをごらんいただきたいと思っております。議案1号関係で、予備費充用一覧（東日本大震災関連）としております。資料になります。これは予備費から予算に持っていった一覧になります。

まず、款2総務費です。職員手当等として時間外勤務手当と管理職特別勤務手当、合計で2,056万7,000円を計上しております。また、需用費では燃料費188万6,000円、避難所での賄材料31万5,000円、使用料では仮設トイレ経費478万4,000円を措置いたしました。

款3民生費から款10教育費まで、これで大きく予算を割いたのは、復旧工事と修繕料になります。保育所、一般町道、町営住宅、学校、学習センター等社会教育施設の応急修繕、復旧工事に対応いたしました。この予算は22年度3月31日までの災害救助や応急復旧分になります。合計で5,936万8,000円予算措置になります。これは執行に追いかけて予算組みしておりますので、ほぼ決算額がこの金額になるというふうにご理解いただきたいと思っております。これらの費用は、災害救助法に基づく国費支弁が後で行われることとなります。内部算定では、このうち約2,400万程度が該当費用になるというふうにご想定しております。今概算申請を行っております。ただ、対象費用の認定、決定には数カ月の期間が必要というふうな返事が来ております。

以上が、専決処分補正予算の詳細説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたしま

す。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑は繰越明許費補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については、款1議会費31ページから款3民生費42ページまで、款4衛生費42ページから款9消防費51ページまで、款10教育費51ページから款13予備費62ページまでといたします。

まず歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に歳出に入ります。31ページの議会費から42ページの民生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） ページ数31ページ、一例を挙げて話をするようになるのですが、総務費の一般管理費の中の時間外勤務手当のことについてであります。各款ごとに時間外勤務手当を出されていますので共通した中身になると思うのですが、まずここを例に挙げて伺いたいと思うのですが、時間外勤務手当の考え方です。先ほど議会運営委員会でちらっとお話しはされていたのですが、今回の時間外勤務手当の考え方について伺いたいのと、それから時間外の考え方ですが、例えば今回の場合には、当然職員の方々は奮闘されていたわけですが、通勤で通常の手段が使えない場合があって、例えば遠隔地から自転車で駆けつけてきたりなんていうこともあったのですが、そういう事例のことについては時間外手当の範疇に考えているのかどうかというのをまず伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、時間外勤務手当ということでございますが、まず初めに通常の時間外勤務手当の考え方。ここで減額しているのは通常の時間外勤務手当、22年度の職員の時間外勤務手当の減額ということになりますので、そちらのほうをまず説明させていただきたいと思いますが、当初予算におきまして、各課において職員給与の約3%を一律に全部とります。その後、補正というような形で対応させていただいております。当然部署によってはそんなに使わない部署もありますし、今回は桜まつりとかありませんでしたが、桜まつりなり税の申告なりいろんな面で、あと災害があれば災害復旧なり、これは農政、建設、総務もそうなんですけれども、そちらの部分については補正と。それから、保育所とか児童館とかについてはほとんど時間外は使わないので減額と。今回もそのような形で減額というような形をとらせていただいて、最終的に決算を出していくというのが通常の時間外

勤務手当の考え方でございます。

ただ、それにつきましても、できるだけ予算の削減ということもありまして、職員には土曜日曜については振りかえの考え方でお願いしたいと。それから、祝祭日については代休というような形の中で、7時間45分についてはそんな形でお願いし、それから前後、それ以外に早出、日曜日であれば、例えば6時から出たとか、日曜日の10時までしたということであれば、7時間45分は振りかえなり代休をさせていただいて、その前後の部分については時間外勤務手当というような形で職員に対して協力をいただいているということでございます。

今回の災害につきましても、考え方は今のような代休振りかえの考え方をお願いしたわけですが、まず3月11日に災害が起きまして、3月31日までの職員の勤務時間を出していただきました。当然議員各位ご案内のとおり、3日か4日ぐらいは家に帰らないでずっと勤務したり、給水のために朝5時半に出たり、そして夜の1時、2時まで給水をやったりというような形の中の勤務が変則となりますので、とにかく11日から31日までの間、勤務した時間を出してくれということで全部出していただきました。そのうち、通常11日から31日まで勤務しなければならない時間を差し引きまして、残りにつきまして、残った分を先ほど話しました代休振りかえの形を、土曜日曜、祝日もありましたので振りかえをとらせていただき、その後の時間を時間外勤務手当という形で算出し、職員に支給してございます。それがおよそ2,000万、今財政課長が説明した1枚の一覧表の一番上の時間外勤務手当ということで書いてありますけれども、そちらのほうの約2,000万の内容という形でございます。

それから、通勤の時間ですが、ご案内のとおり、ガソリンがなくなっているという状況の中で、何とか職員については自分の奥さんの車を使ったりなにかして通ってきていました。それから、町内の職員については、自転車で通ってきているということでもございまして承知しておりました。職員も自分の奥さんの車なり、子供の車なり、家にある軽トラックなり使ってきたのですけれども、そろそろガソリンがなくてどうにもならないというときに、もうそろそろ役場に泊まらなくてないという状況のときにやっとガソリンのほう若干入ってきたということで、すれすれでセーフだったというふうに私も記憶しておりますが、そういった内容で、勤務時間、通勤時間帯については、時間外勤務手当には含めていないということをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 実際、自転車で遠隔地から通ってきた人いたと思うんですけど、ぎりぎりで間に合わなかった人もいると思うので、そこはきちっとしんしゃくをする必要があるな

というふうに思います。

それから、結構今沿岸部の被災した自治体の中でも、時間外手当で、いわゆる通常の規定に基づいて足切りをするというのではなく、限りなく職員に報いる形で時間外手当を出そうという議論が起こっているのですが、その点について、やはり今回の場合には、当然あのような大震災が起こったわけで、執行部の皆さんもそうですけど、家庭の中で大黒柱が震災の直後からもういなくなっていると。家族の皆さん、不安を抱えながらも震災に耐え抜いて、しかもその後の物資の調達なんかで人手が要るときにも、例えば頼りになる息子さん、娘さん、あるいはお父さん、お母さんがいないという状況の中で、家族の方にも多大な負担をかけているわけで、その点についても、家族に報いる意味でも、きちっと時間外手当などでその職員の努力について報いる必要があるのではないかと私は思うのですが、その点についていかが考えるかということ。

それから、その他に職員が個人負担になっているケースがあると思ってはいたんですけど、例えば災害でさまざまな作業に従事しているときに携帯電話の使用なんか結構あったと思うのですが、私物の携帯電話の通話料が、人によっては結構高額になっている人がいると思うのですが、その辺の手当をどのように考えるか伺いたいと思うのですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今、議員お話しになったとおり、職員の中では、自分の息子なり、自分の家族の安否が確認できないまま勤務についているという状況が見受けられております。私も承知しておりますし、5日ぐらいたってからやっと息子の消息がわかったという報告を受けて、よかったねという話がありました。それから、家に帰れないということで、今お話しがありましたように、家で地震があつて、タンスなりいろんな大きなものが倒れていると。奥さんだけではちゃんと上げて整理するのもできないということで、多分職員については、1週間は家はそのまま倒れっぱなしで散らかりっぱなしで、家族の方は狭いところでふとんを敷いて寝ていて、うちもそうなんですけれども、そういうような状況にあったというのは重々承知しております。そういった意味で、町としても、先ほどお話ししたように、時間外勤務手当につきましては、先ほどの計算の中で、きちっとという言葉が適切かどうかわかりませんが、職員の方にご理解もいただいているところは多々ありますが、一応支払っているという考え方ではおります。当然、夜ですと100分の150というような金額にはなるのですが、それらの計算もなかなかできないということで、通常の100分の125の形でお願いして、振りかえとかの考え方で出た分を支払っているというような形でご理解をいただ

いているということでございます。

これにつきましても、きのう2市7町の総務課長会議がありまして、そちらのほうで情報交換をしてきました。やっぱりほかのところでは、土日も全額支払っているところもあれば、柴田町のように振りかえをしているところもあれば、それから、職員に若干の協力をいただいているところもあれば、多々まちまちです。その中の情報交換の中で、柴田町とすれば町長の判断は間違っていないなど。そういうような支払いの中で対応したということはないなど。多くもなく、少なくもなくと言うと語弊はありますが、そういった意味合いの中できちっとした形で職員については報いることができるのかなというふうに担当課では考えております。

それから、携帯電話なのですが、これもある市町村からきのう話が出ておりました。組合のほうから携帯電話の支払いなり、自分のガソリンとか、そういったものの支払いを求められたということはどうするんですかという話をしたのですが、今組合と話し中で結論は出ていないのだけれども、そういったことも要望が出ていたということは承知しております。ただ、柴田町としてはまだ出ていないのですけれども、出ていないからいいとは考えておりませんが、今の現時点では、職員のほうの携帯電話、勤務については給水とか何かで、あと避難所に職員を派遣したりということによって自分の車で行ったりしているところもありますし、山元への派遣は公用車で行っているのも大丈夫なのですが、それらについては、大変申しわけないのですけれども職員のご協力のもとにお願いしたいというふうに総務課としては考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問です。

○7番（広沢 真君） ほかの自治体の結論もいろいろあるのですが、ぜひ柴田では携帯電話や私物の車の使用について、ぜひ今後考慮していただきたいというふうに思います。でないとやっぱり、時間外だつて出しているとはいえ決して十分ではないと思いますし、経済的負担がかかった上に時間外も十分出ないというのではまるっきり報われないと思いますので、ぜひ今後の検討の中で実現していただきたいというふうに思っています。これは要望しておきます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に、42ページの衛生費から51ページの消防費に対する質疑を許します。質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に、51ページの教育費から62ページの予備費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） ページ数でいくと60ページになるのですがけれども、保健体育施設費の中に船岡体育館とか槻木体育館の維持管理費とあるのですがけれども、補正予算資料、これに需用費ということで修繕料、船岡、槻木体育館、それから総合運動場、予備費で充用して39万という金額が出ているのですがけれども、3月11日の夜、私、地区の指定避難所ということで船岡体育館に行きましたら、屋根から物が落ちて使えないということだったのですがけれども、この船岡と槻木の体育館、それから総合運動場の修繕料、3つで39万なのでしょうか。まずその点を確認したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） ご質問の修繕料の関係でございます。総額、予備費で39万という数字になっております。内容につきましては、船岡体育館については風防ガラスの破損でございます。これは32万1,000円かかっております。あと槻木体育館については水銀灯のランプ等でございます。これは2万6,000円。あと総合運動場ということで、これにつきましては外部トイレの修繕ということで4万3,000円ほどかかっております。合計で39万ということで、とりあえず緊急を要する修繕ということで直ささせていただいております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） ちょうど地元ということで、船岡体育館の32万1,000円ですか。私が当日の夜行ったときに、上から照明器具なんか落ちていたような気がしていたんですね。それで、中にもう地区住民の方は入れませんということになったので、もう一回船岡体育館の詳細をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 船岡体育館につきましては、地震の関係で、停電もありましたけれども、通電後については、実はランプそのものの接触等がありましてつかない状態がありました。これについては全部、接触の関係だったので直つてございます。

中に入れなかった理由については、先ほどお話ししました風防ガラス、西側と東側が割れて

落下して危険だということで使用を差しとめた内容でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 62ページの予備費、予備費充用一覧のほうで質問したいと思うんですが、教育費の工事請負費。各小中学校の状況はどうだったのか。それに対してどのような急処置をして、それとできれば4月7日のほうとの関係、3月11日の分がこれだと思うんです。4月7日のほうはまた後という考え方だとは思いますが、一応学校施設や子供にかかわる保育所、児童館、幼稚園等の施設についての全体の状況についてお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず今回の473万6,000円の関係なんですけれども、これにつきましては、まず槻木小学校の校舎周辺の地盤沈下の仮復旧を行っております。それから同じく槻木小学校なんですけれども、エキスパンジョイントの仮復旧、それから、低学年の非常階段の保護を行っております。それから柴田小学校につきましては、校舎の南側で地盤沈下がございましたのでこれらの仮復旧を行っております。それから、船岡小学校については屋体のガラスブロックが落下したというようなことで、これらの養生を行っております。それから、船迫小学校なんですけれども、エキスパンジョイントの落下の防止、プレイルームの高所ガラス交換、天井の張りかえを行っております。それから船岡中学校の屋内体育館の天井の修復、壁のひびの修復、武道館の幅木の修繕塗装を行っております。それから槻木中学校なんですけれども、渡り廊下のエキスパンジョイントの修繕を行ったという、これが今回の工事請負費473万6,000円の状況になります。

それから、4月7日で再度槻木小学校等の地盤沈下が発生しております。これについては23年度の修繕費で対応していくということで進めております。

それから、全体的な災害の状況についてお話ししたいと思います。まず、船岡小学校の2階の体育館のガラスブロック関係ですが、これらについては現在ブルーシートで養生しているという状況になります。それから、北校舎2階、3階の廊下の壁等のひびについては、本復旧で修繕をしていくというようなことで考えております。

それから、槻木小学校なんですけれども、校舎周辺の地盤沈下、幅60センチ、深さ60から100センチくらいの地盤沈下がありましたが、これについては今回22年度の修繕で1回やっております。それから、23年度の修繕費で対応する予定で考えております。それから、低学年等の児童館側なんですけれども、基礎の剪断等がございました。これについては本復旧で対応していく考えでございます。それから、低学年等の非常階段のひび関係については、現在

養生をしているというような状況でございます。それから、エキスパンジョイントの破損につきましましては、コンパネ等でふさいで仮復旧をしている状況でございます。それから、給水管の漏水が3カ所ありましたが、これにつきましましては漏水箇所の修繕を終わっております。それから、機械室のピット内の汚水管の破裂なんですけれども、これについても汚水管の修繕は終了しております。それから、地下タンク送油管の破損なんですけれども、これについてもオイル管の修繕は終了しております。それから、昇降口のガラスの破損関係については、ガラスの修繕等を行っております。

柴田小学校関係については、校舎の南側の地盤沈下ですが、これについては山砂で復旧を行っております。それから、配膳室、図工室の壁にひびが入っております。これについては23年度の本復旧で対応していく考えでございます。

船迫小学校については、体育館の天井が一部落下しております。これについては23年度の本復旧で、工事で対応していく予定でございます。中央校舎のエキスパンジョイントの破損については、落下防止の対応をしております。中央校舎の柱の剪断ですが、これについては本復旧で対応していく考えでございます。それから、中央校舎の3階関係の壁の破損、ひび割れにつきましましては、現在中央校舎等の3階は閉鎖しております。本復旧で対応していく考えです。

西住小学校関係の被害につきましましては、グラウンドに亀裂が入ったというようなことで亀裂の復旧を行っております。これも2度やっております。

東船岡小学校関係は、プールの漏水ということで漏水の復旧を行っております。それから、地盤沈下ですが、これについては沈下の復旧を行っております。

船岡中学校関係なんですけれども、体育館関係の入り口ドアの破損、天井、それからひび割れについては復旧を行いました。それから武道館の床の沈み関係については、武道館の幅木の修繕塗装というようなことを行っております。

槻木中学校の渡り廊下関係ですが、これはエキスパンジョイントの破損の仮復旧をしております。これについては、あと本復旧で直す予定でございます。

船迫中学校関係については高架水槽の漏水がございました。これについては復旧しております。

そのようなところでございます。

○議長（我妻弘国君） 続いて子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、ただいまの資料の需用費、修繕料で、船岡、槻

木、西船迫保育所の39万8,000円につきましては、3月11日発生の地震によりまして、船岡保育所で給水設備の修繕を、そして、槻木保育所では給油装置の安全弁の修理、これが1万5,000円でございます。西船迫保育所では、暖房設備の通路上、廊下上、部屋のダクトががりまして、臨時休所をいたしまして、その間に再開するために至急直したということで32万9,000円です。

児童館関係での79万の内訳は、西住児童館で館内の外壁修繕とか外部の外壁修繕、そういうもので45万2,000円、船迫児童館の暫時のかわらの改修とトイレの修繕、そしてガラスの修繕を合わせまして33万8,000円の79万円となっております。

4月7日の余震以降についての対応につきましては、今回の次にあります議案第12号並びに4月の予備費対応でさせていただいているんですが、保育所につきましては槻木保育所での天井の修繕。西船迫保育所では暖房設備の中の配管がずれまして、その中の水が流れまして、それで部屋が使えなくなった状態になりまして、これは改修できているわけなのですが、その修繕をするということです。

児童館につきましては、船迫児童館のほうで暫時、応急処置としてはただいま申し上げました79万のほうで対応させていただいたのですが、また外壁等の本格修繕を、応急的なものの精査をして対応するというのでやってまいります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 想定外の大きな地震だったとはいえ、子供がいる時間帯にかなり子供の目の前で落下したり、怖い思いをした子供たちがいっぱいいるわけですね。今でも学校に行きたくないとか、そういう声も聞こえてきますので、とにかく今後、特に1年間は大変な余震が来ると言われていますから、特に子供が通っている学校やほかの施設等は、早急に、本当に安全だと思われる復旧に努めていただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、保険税、国県支出金、療養給付費交付金等の額の確定によるものでございます。

歳出につきましては、保険給付費等の確定によるものでございます。

歳入歳出とも8,318万8,000円を増額補正し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ39億8,959万9,000円とするものでございます。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは、詳細についてご説明いたします。71ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,318万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ39億8,959万9,000円とするものでございます。

74ページをお開きください。債務負担行為補正でございます。変更1件、国民健康保険税電算処理業務委託料で、23年度当初から実施する事業について設定してございますが、事業費の確定による限度額の変更で減額補正となります。

77ページをお開きください。まず歳入でございますが、主に国保税の収入実績と国県支出金

等の交付額決定に伴う収入増によるものでございます。主なものについてのみご説明をさせていただきます。

77ページ、78ページにまたがっていきますが、款1国民健康保険税目1一般被保険者国民健康保険税2,734万1,000円の増でございます。目2退職被保険者等国民健康保険税181万円の増でございます。

次のページになります。合計でございます。合わせまして2,915万1,000円の増額補正で、これは収入実績によるものでございます。

一番下の表になりますが、款3国庫支出金項1目1療養給付費等負担金。これは一般の被保険者の医療費の部分でございますが、5,502万円の増でございます。療養給付費等負担金から老人保健医療費分まで、これら決定見込みによる増額補正となります。

次のページになります。款3項2国庫補助金目1財政調整交付金。これにつきましては、かかった医療費の9%が入ってくるわけですが、4,443万3,000円の減でございます。内訳として、節1の普通調整交付金で4,784万円の減でございます。財政調整交付金から老人保健医療費拠出金財政調整交付金まで、それぞれ決定見込みによる補正となります。節2の特別調整交付金につきましては、340万7,000円の増額補正となります。

次に、真ん中の表になりますが、款4療養給付費交付金目1療養給付費交付金、いわゆる支払基金からの交付金となります。2,945万9,000円の増。現年度分で、これにつきましては歳出のほうで退職者医療費の給付費が伸びたための今回増額補正ということになります。

次のページをお願いいたします。款6県支出金項2県補助金目1財政調整交付金746万9,000円の増でございます。節1の1号交付金、いわゆる療養給付費の負担分の増額ということになります。それから2号交付金、医療費適正化事業に対する交付金分ということになりますが、1,702万1,000円の減額補正ということになります。

一番下の表になりますが、款9繰入金目1一般会計繰入金287万1,000円の減でございます。これにつきましては町からの繰入金で、それぞれの事業の確定による減額補正ということになります。

82ページをお願いいたします。歳出になりますが、ほとんどが交付額、補助金等の決定によるものと事業実績に伴う増減でありますので、主な項目だけを説明させていただきます。

款1総務費項1目1一般管理費節9の旅費から目3の医療費適正化特別対策事業費の節13委託料まで、それぞれ支出確定による減額補正ということになります。

次のページになります。下の表になりますが、款2保険給付費項1療養諸費目1一般被保険

者療養給付費6,620万8,000円の増でございます。これにつきましては、国県支出金等の収入増分を給付費のほうに充当させていただきました。目2退職被保険者等療養給付費分でございますが、3,016万9,000円の増でございます。これにつきましても支払基金からの負担金の収入増分、これを給付費のほうに充当させていただいております。それから、目3の一般被保険者療養費から5の審査支払手数料までは、それぞれ事業確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。款2保険給付費項2高額療養費目1一般被保険者の高額療養費310万7,000円の減、目2退職分につきましては181万円の減ということで、トータルで491万7,000円の減となります。これは事業確定によるものでございます。それから、下の表になります項4の出産育児諸費目1の出産育児一時金336万円の減、それから次のページになります項5葬祭諸費目1葬祭費ですが60万円の減、それぞれ事業の確定による減額補正となります。

それから、一番下の表になります。款8保健事業でございます。目1特定健康診査等事業費37万3,000円の減で、これらは事業の確定によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

（平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第3号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成22年度柴田町老人保健特別会計補正予算の内容は、老人保健特別会計の廃止に伴い剰余金を一般会計へ繰り出し、当会計を清算するものであります。歳入歳出とも351万5,000円を増額補正するものでございます。これにより補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ431万2,000円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは、詳細についてご説明いたします。91ページをお開き願います。

今回の補正は、3月定例議会におきまして過般可決いただきました老人保健特別会計の廃止に伴う清算のために今回行うものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ351万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ431万2,000円とするものでございます。

94ページをお開き願います。歳入でございますが、款6 諸収入目1 返納金351万5,000円の増でございますが、これにつきましては病院のレセプト自主点検等によりまして、過去に支出した医療給付費が算定誤り、間違っていたというふうなことの理由によりまして、医療機関から返還された収入実績によるものでございます。ほとんどは県南中核病院からの返納金となります。

次のページです。歳出でございます。款1の総務費から款2 医療諸費。次のページになります。一つ飛びまして款4の予備費まで、これらにつきましては、それぞれ執行実績による減額でございます。それから、一番上の表の款3 諸支出金目1の一般会計繰出金378万8,000円の増でございますが、これらにつきましては清算による一般会計への繰り出しということになります。

歳入の収入済総額から支出の支出総額を差し引いた剰余金をすべて今回一般会計へ繰り出し

清算するため、増額補正をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第4号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算は、歳入につきましては使用料の増額及び災害に伴う事故繰越による国庫補助金の減額であります。歳出につきましては、主に汚水管理費と公共下水道建設費の事業費の確定見込みによるものと一時借入金利子の減額で、歳入歳出とも232万5,000円を減額補正するものでございます。

これにより補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ15億1,328万1,000円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたし

ます。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、詳細説明をさせていただきます。101ページをお開きください。平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,328万1,000円とするものです。

103ページをお開きください。債務負担行為補正であります。下水道受益者負担金電子計算処理業務委託料であります。平成23年度の委託料であります。額の確定によりまして59万円に補正させていただくものです。

105ページをお開きください。歳入です。款2項1目1使用料ですが、公共下水道使用料現年度分を237万円増額補正するものです。これは、下の表の公共下水道事業補助金469万5,000円の減額分と104ページ、歳出の表に掲げる補正額の合計232万5,000円の減額分の差額、いわゆる歳入不足額を下水道使用料現年度分をもって補正させていただくものです。

款3項1目1公共下水道事業補助金469万5,000円の減額補正であります。東日本大震災によって事故繰越を行った工事費並びに委託料の繰越額に相当する国庫補助金を返納するための減額補正であります。この減額分については、事故繰越において未収入特定財源として扱われ、平成23年度の歳入となります。

106ページをお願いいたします。歳出です。款1項1目1一般管理費並びに目2汚水管理費の減額補正については、いずれも確定見込みによる減額補正です。

款2項1目1公共下水道建設費についても同様に確定見込みによる減額補正となります。

款4項1目1公債費の元金であります。財源の組み替えであります。目2利子82万2,000円の減額補正については、支払いのための一時借入れを実施しなかったため利子を減額するものです。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第5号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては保険料などの決定によるもので、合計757万円を減額補正するものでございます。歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費の確定によるもので、歳入補正額と同額の757万円を減額補正するものでございます。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それでは、議案第5号平成22年度柴田町介護保険特別会計の補正予算について補足説明いたします。115ページをごらんください。

今回の補正予算については、保険料や給付費事業の確定により歳入歳出それぞれ757万円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ20億225万9,000円とするものです。

118ページをごらんください。第2表債務負担行為の変更であります。介護分野就業支援事業委託料（地域人材育成事業）の委託契約確定による減額補正でございます。介護事業所に勤めながらヘルパー2級の資格を取得した4名を雇用する事業です。

歳入について説明いたします。120ページをごらんください。款1 保険料の補正額405万8,000円の減額は、65歳以上の第1号被保険者の保険料の確定見込みによる計上でございます。

款8 繰入金の363万6,000円は、いずれも確定による補正でございます。

次に歳出について説明いたします。122ページをごらんください。款1 項1 総務管理費354万円については、事業確定による補正です。款1 項3 介護認定費の9万6,000円についても事業確定による補正です。

次のページをごらんください。款2 項1 介護サービス等諸費から、次のページ124ページの項4 高額介護サービス等費項6 特定入所者介護サービス等費における補正額等についても、すべて給付費確定による補正です。

同じページ124ページの款4 項1 介護予防事業費34万2,000円の減額については、事業確定による補正でございます。

次のページになります。款4 項2 包括的支援事業費の30万円の減額、これについても事業費の確定による補正です。

次に、款5 項1 基金積立金の7万4,000円については、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の積立預金による利子を積み立てるものです。

款8 項1 予備費、今回の増額補正として69万2,000円を整理しておりますが、これについては9月の補正で款4 地域支援事業分として国、県、町のルールとして清算することになります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） すみません。直接補正予算にかかわる部分ではないのですが、ちょっと聞くところがないのでここで伺いたいのですが、今回の震災にかかわって、町内の介護事業者で、例えば施設に被害があって受け入れができなくなったとか、そういう実例があればつかんでいるところでお教えいただきたいのと、それから、新規に開所予定だった特別養護老人ホームというのは、今現状でどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 全部確認をしましたところ、3月11日の大震災の影響によって、介護事業所においては大規模な実際的な修復とかそういうような施設はなかったというような

ところを聞いております。ただ、特別養護老人ホーム、老人保健施設等については当然入所者がおりますので、その方たちを優先的に保護はさせていただいていたということになります。

それから、新たに海老穴にできました特別養護老人ホームの開設状況なのですが、4月1日、予定どおり開設という運びになっております。

ただし、3月中にいろいろなベッドとか事務用品等の搬入計画がすべてストップしたというようなところで、緊急的に入札した事業所、会社のほうから古いベッドとかそういうようなものを代替でとりあえず納入させていただいて、利用者の受け入れをしているということですので。それに伴いまして、実は岩沼にあります特別養護老人ホームが被災しております。そのために多床室において、結構大きい4人部屋なのですが、結構大きいスペースになっているというようなことで、14名の受け入れをその多床室で行っております。先週に入居というところで支援をしております。

現状では80人全員は入っておりませんが、4月1日開設という運びで順調に支援、受け入れ態勢は行っているというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 町内の介護事業所が被災された沿岸部から受け入れているというのは聞いているのですが、逆に町内の利用者さんで町外の介護事業所に行っていて、直接本人の被災はなくても事業所がなくなってしまったとか、そういうことで緊急に事業所を移らざるを得ないというようなことなんかの事態は起こっていなかったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 実は、後ほど補正の災害弔慰金の中に出てくるのですが、施設にいた方で1名の方が犠牲になられております。それ以外の情報ということでは聞いておりませんので、今のところ1名の方がとうとい命を失ったというような状況です。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第 8 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 22 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第 8、議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成22年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定見込みによるものであり、歳入歳出とも564万9,000円を減額補正するものでございます。これにより補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億7,383万円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは、詳細についてご説明いたします。131ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ564万9,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億7,383万円とするものでございます。

134ページをお開き願います。歳入でございます。款1項1後期高齢者医療保険料目1特別徴収保険料45万1,000円の減、目2普通徴収保険料で519万8,000円の減でございます。合計で564万9,000円の減額補正でございます。これらにつきましては、現年分の保険料収入の確定見込みによる補正でございます。

次に歳出でございます。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金564万9,000円の減で、

歳入の減額に伴っての広域連合への納付金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

ただいまより休憩いたします。再開は11時です。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） **再開いたします。**

日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第7号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴うもので、改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等

課税額の限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額の限度額を10万円から12万円にするものであります。

以上、条例の一部改正について、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） それでは、詳細につきまして補足説明いたします。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、関係法律等が公布、施行されましたので、今回国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をし、承認を求めますのであります。

それでは139ページをお開きください。柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

今回の改正は、昨年度に引き続き厳しい経済情勢が続く中、被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担軽減を図るため、国民健康保険税のうち基礎課税額に係る課税限度額を1万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を1万円、介護納付金課税額に係る課税限度額を2万円、それぞれ引き上げるものです。介護分の引き上げは、介護分で課税限度額に達する世帯の割合が6%になるなど医療分とのアンバランスが拡大しているため、23年度は介護分を優先して引き上げたものです。今回のように3年に1度の見直し年度以外に限度額を引き上げるのは初めてとなります。

それでは、第2条をごらんください。課税額についてです。基礎課税額に係る課税限度額を現行の50万円から1万円引き上げて51万円、また、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の13万円から1万円引き上げて14万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を10万円から2万円引き上げて12万円にするものです。

次に、第23条減額についてです。次のページをお開きください。

第2条で課税限度額を改正したことに伴う改正になります。

それから、附則としまして、施行期日は平成23年4月1日から施行する。第2項につきましては適用区分を定めておりまして、改正後の規定は、平成22年度分までの国民健康保険税については従前の例によるというものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 限度額を引き上げることによって影響の出る世帯数というのはどれくらいになるか。それから、実際の税収で変化がどのくらいの額というふうに試算しているかというのを伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） 23年度の国民健康保険税については額がまだ確定しておりませんが、平成22年度の実績によりますと、ほぼ限度額に達している世帯については大体60世帯ぐらいということです。今回その方たちがそのまま該当するとなると、今回4万円が引き上げになりますので、大体250万ぐらいの増になるというふうに見込んでおります。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて

（柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第8号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固

定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、平成23年3月31日に公布されたことに伴い、条例の一部改正を行い、同日付で専決処分したものでございます。

改正の内容は、「みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画」に該当する事業者に対して、固定資産税の課税免除に係る企業立地計画の同意の適用期間を延長するものでございます。

以上、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） それでは、詳細につきまして補足説明いたします。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、関係法律等が公布、施行されましたので、今回企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分をし、承認を求めます。

145ページをお開きください。柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。

第2条は免除についてであります。課税免除の対象と定める条件を定めておりますが、同意集積区域内において、産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本計画の同意が平成23年3月31日までに行われたものに限るとされていたものを、2年延長し、平成25年3月31日までとする改正であります。

次に146ページにつきましては、文言の整理をしたものです。

附則としまして、施行期日は平成23年4月1日から施行するというものです。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしく願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） この条例で言っている企業に該当するというのは町内ではどのくらいあるのか、その辺説明お願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） 現在のところ、ここに該当する企業は1社でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 同じことを聞こうと思ったのですが、その1社については、いつ該当になったのか。それから、企業誘致ということで、最近余り話題にはならないのですが、本町で引き続き企業誘致には努力していくべきだと思うのですが、この件について企業誘致ということ、今後どのような取り組みを、これが延長になったということもありますので、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点目について税務課長、2点目については商工観光課長、答弁を求めます。

○税務課長（永井 裕君） その1社につきましては、リコーさんのトナー工場が該当しております。

それで、今年度から該当するというので、3年間免除ということになります。

○商工観光課長（菅野敏明君） お答え申し上げたいと思います。

今後の企業誘致のPRというふうなことを積極的に推進しなければいけないというふうなことで、当課のほうでも考えてございました。第5次総合計画の中でも、パンフレット等々をつくりながら遠隔地までPRをするというふうなことで、あとは町内にいろいろな企業があるんですけども、なかなか町民の方々がこういう企業があって、こういうものをつくっているのかというふうなことが知れ渡っていないということの考え方から、企業訪問といいますが、見学をしながら交流を深めていただいて、我が町の企業だというふうなことで認識を持っていただいて、町民の方々からも我が町にある企業をPRしていけるようにということ等考えてございました。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第 1 1 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度柴田町一般会計補正予算)

日程第 1 2 議案第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予
算)

○議長(我妻弘国君) 日程第11、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについての2カ件を、関連がありますので一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま一括議題となりました、議案第9号及び議案第10号の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分は、東日本大震災の災害復旧事業に対し早急に着手するため、平成23年度柴田町一般会計予算及び平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計予算において予算補正を行ったものでございます。

議案第9号については、平成23年度柴田町一般会計補正予算の専決処分であり、1億8,018万円を増額補正し、歳入歳出総額それぞれ120億5,936万7,000円とするものです。

議案第10号については、平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分であり、8,850万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ15億9,252万6,000円とするものです。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。最初に財政課長、次に上下水道課長。最初に財政課長。

○財政課長(水戸敏見君) 専決処分としては議案第9号、一般会計補正予算について説明いたします。

提案理由でも申し上げましたが、この4月1日付の予算補正は、今回の被災にかかわって災害復旧事業を早期に実施するために行ったものです。災害復旧事業の査定のための調査設計

と復旧工事が案件となります。

151ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,018万円を追加し、補正の総額を120億5,936万7,000円といたします。

153ページをお開きください。第2表地方債補正です。小学校の復旧工事のための財源を災害復旧費として追加措置しています。4つの小学校の復旧工事にかかわる地方債ですが、合計で1,740万円を計上しています。

歳入です。155ページをごらんください。上の段になります。款15国庫支出金、これは公立学校施設災害復旧国庫負担金2,977万円の計上。小学校の災害復旧にかかわって対象工事費の3分の2が補助となります。

中の段です。款19繰入金。今回の補正財源として、財政調整基金から1億3,301万円を繰り入れます。

下の段です。款22町債。小学校の災害復旧にかかわって工事額の3分の1と設計費などの事務相当額、これが対象となります。1,740万円を補助災害復旧事業債として起こします。この借入金は、後年度、償還に当たり交付税として手当てが行われます。

156ページ、歳出です。款8土木費、公共下水道費繰出金として8,850万円を計上します。下水道の災害復旧のため一般財源で措置する費用となります。

款11災害復旧費、土木施設災害復旧費で、復旧工事設計委託料として3,980万円を計上します。一般財源による措置となります。

下の段は教育施設災害復旧費で総額5,188万円です。船岡小学校、槻木小学校、柴田小学校、船迫小学校、この4校を対象に復旧事業を進めます。設計のための委託料504万円、工事請負費として4,684万円を措置しています。

歳入で申し上げましたが、国庫負担金として、これは工事費対象にほぼ3分の2相当額2,977万円を見ております。地方債は設計委託費、事務費も含まれます。3分の1相当額1,740万円を計上します。残りの財源が一般財源として471万、これを手当てします。

以上が詳細説明になります。

○議長（我妻弘国君） 次に上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、議案第10号です。163ページをお開きください。平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,850万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ15億9,252万6,000円とするものです。

166ページをお開きください。

歳入です。款4項1目1他会計繰入金8,850万円の増額補正です。一般会計からの繰入金です。

次に、歳出です。款5項1目1下水道施設災害復旧費8,850万円の増額補正です。事業内訳で下水道施設災害復旧事業1,690万円の内容ですが、節11需用費の修繕料1,010万円と節13委託料の中の災害応急汚水処理委託料の合計額で、被災を受けた下水道施設において応急的に交通障害を除去するとともに下水の流れを確保するために行う修繕やバキューム車、高圧洗浄車による汚水処理委託です。下水道施設災害建設事業は、下水道事業の災害査定を受けるために必要なカメラ調査を含む調査並びに査定設計書作成に係る費用と応急工事としての工事請負費です。被害調査・査定設計書作成業務委託料4,120万円、カメラ調査業務委託料2,770万円、船岡東原前污水枝線応急工事270万円の合計額7,160万円となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、議案名を示してください。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 下水のほうの被災がかなりあるということで、今、その調査費用とかを計上していますけれども、下水の被害というのが非常に多いということはわかりましたけれども、どういう状況になっていて、そして一般家庭で下水に流す水をなるべく少なくしてほしいというようなことをいろいろな放送などでもやっていますが、柴田町ではどうなのかということ。町からの広報などでは最近余り聞かないので、その被害の状況と下水に流す水についてどう町民として対処していったらいいのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 下水道のほうの被害なんですけれども、道路を走っているとわかるんですけれども、マンホールが隆起したり、そういう箇所が多数見受けられます。特にひどいのは清住町とかそういうところに被害が集中しているんですけれども、マンホールが上がった部分については、中の下水道の本管のほうも波打っているような状況、あるいは逆になっているような状況といろいろです。今、調査を終わりました、6月18日から災害査定というふうなことで入ってきますけれども、今現在被害報告をしている管渠の延長なんですけれども、汚水、トイレの関係につきましては約19キロ、1万9,475メートルということで、マンホールについては719カ所、被害額は20億8,700万。これはあくまでも被害報告額ですの

で、それから雨水、船迫になりますけれども、管渠が102メートル、被害額が9,500万円ということで被害の報告をさせていただいております。これにつきましては、カメラ調査が終わりまして、結果的にここの部分に被害があるというふうな部分の設計を立てまして、それを災害に申請すると。それで、災害査定がありまして、結果的にここの部分に被害があったというふうなことで、それに対する事業費が認められるというふうな形になります。

水の節水ということなんですけれども、これにつきましては下水道の最終処理場、岩沼の下野郷にあるのですけれども、そこが津波によって壊滅状態という形になっております。処理が十分にできないような状況なんです。そういうようなことで、現在については塩素で滅菌処理をして、殺菌処理をして、それをそのまま放流するという形にしているものですから、できるだけ節水をしてくださいというふうな呼びかけを行っております。それと同時に、町のほうでも管が波打っていますので、トイレトペーパー等を流されますと、それをもとに詰まっていくというふうな状況もありますので、トイレトペーパーにつきましてはそのまま燃えるごみに出していただきたいというふうなことで啓蒙させていただいている状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） そうしますと、あまり極端なところはもう順次やっているとは思いますが、道路なんかでマンホールがぼあっと盛り上がっていて、そこを気がつかないで車で通ってしまうとボンとはね飛ばされるみたいな感じのところ結構あるんですが、それについては、今説明ありましたように申請、査定、それから事業決定という手順があつて、それが最終的にいつごろ決定するのかわからないんですが、それまでは直せないというようなことになるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 今まで、例えば管が破断したり、あるいは詰まってまるっきり流れないというふうなところについては応急的にバキュームでくみ上げたり、あるいはポンプを設置して別なマンホールに流し込むというふうな措置をしております。今度は本復旧という形になりますので、あくまでも災害査定官が現地に来て、この部分が被災を受けていると確認をして事業費が認められるということになりますので、それまでは、現場復旧というのはとりあえず仮の復旧、敷き砂利とかそういうような状況で応急的な対応だけをしていくという状況になります。ところが、車の出入りとかそういうことで、マンホールが上がって出入りできないというふうな場所については、とりあえずマンホールを下げ、出入りでき

るような対応をしている箇所もあります。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 町民からすると、いつ直るんだろうと、何やっているんだ役場はいつまでもというようなこともありますので、ぜひそういう手順というか、そういうのが必要なんだということの説明も、町民に対して何らかの形で報告説明して、待ってもらおうというような形になると思うんですが、その辺も必要ではないかなと思うので、その辺もちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（加藤克之君） 下水道と道路というふうなことで、結果的には2つの査定を受けるような形になります。本管のほうは下水道のほうで、それから、上の舗装関係、そちらは道路のほうでというふうな形での災害復旧となりますけれども、これらにつきましても、お知らせ版等において皆さんにお知らせするような形をとっていきたくというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今のことについてですけど、カメラ調査とか、これは柴田町だけではないということですね。当然ね。これは町内の業者でこういうことができるのか、それとも、これがなくてほかということになると、例えば大河原が終わって柴田になりますみたいなふうになるのか、それぞれの町でそれぞれの業者にこれが委託されて、それで査定までということになってというふうになるのか。それがどっちかが終わってからということになったら、今度はいつ復旧工事とか、現実的に手を入れられるのがいつごろになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 災害の査定を受けるためには、一次調査といいまして、目視で見て、マンホールの浮き上がりがどの程度あるとかそういう寸法をはかったり、それからマンホールを開けてマンホールの状況がどのようになっているのか、さらに鏡とかを入れて、管がだるんでいたりたまっていたりとかそういうふうなことを確認して、さらに写真を撮ったりして資料を残していくわけです。さらに、その1区間を全部洗浄しまして、中にカメラを入れてビデオ撮影をしていくんですね。ビデオ撮影をすることによって、結局その区間で被害があるというふうな状況が目で確認できるというふうな形になってくるわけですが、その調査をすることが災害査定を受ける前提条件なんですね。そのカメラは、ロボッ

トみたいな形で一人で管の中に入って行ってカメラが撮っていきますので、町内の業者さんでそういうところを持っている業者さんはいないんですね。それでうちの方では管路管理業協会とかそういうところに被災町村がみんな申し込みをして、その協会のほうで順番に割り当てるといふような状況になります。今回の災害査定も、当初は一次査定というのが5月23日からの予定だったんですけど、6月18日からというふうに期間がずれてきています。それらはやはりカメラの手当てがなかなか難しくおくれるというふうな状況が多分にあるんじゃないかと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） マンホールのことなんですけれども、3月11日の地震の後、道路なんか設置されていて、隆起がひどいものなどはすぐに危険だとか、応急処置はしたと思うんですが、最近まででも私が気になっている場所が何もされていないというのもちょっとおかしいんですけれども、一つの例として、館山下の郷土館から三区の集会所のほうに来るところ、つまり具体名を出して悪いですけど、広沢議員の自宅に行くのは右なんですけど、それを左に曲がると広場がありまして、グラウンドゴルフなんかを皆さんよくやるところなんですけれどもあの道路、マンホールが一つあるんですけれども、私もたまに車で通ると、正直言って危ないという気がするんですよ。あと夜。なぜこういうことを申し上げるかというと、ことしは桜まつりが中止になりましたけれども、あそこの道路は、たしか仙台方面に行く道路というふうに表示される場所なんですよね。そういう意味では、ことしもやはり花見に来たいということでおいでになったよその方もいらっしゃると思うので、ああいう場所が何もされていないというのは、私は正直ちょっと町として調査漏れというのでしょうか、対応漏れでないかなと思うんですけれども。場所わかりますか。今の説明で。恵林寺というお寺から逆に館山に行く。三区の集会所はこっちですけど、結構広い広場があって、よくグラウンドゴルフをやる場所なんです。あそこの道路なんです。何かあそこは、このくらい隆起していたら、ほかの場所みたいに囲って危険だとか急いで砂をまくとか、ちょっとそれがなくて、ことしは桜まつりがいないから通行量が少なかったかもわかりませんが、ちょっと調査漏れでないかなと思うので、どうかということです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（加藤克之君） 調査自体は行っているとは思いますが、その対応が現在まずいというふうな状況だと思います。確認をして対応させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第13 議案第11号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する町税の減免に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議案第11号、平成23年東日本大震災による災害被害者に対する町税の減免に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第11号、平成23年東日本大震災による災害被害者に対する町税の減免に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、平成23年3月11日に東北の太平洋沿岸を震源とし、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した東日本大震災で被害を受けた納税者に対して、町民税、固定資産税、国民健康保険税を減免し、納税者の支援を図るため制定するものです。

減免の内容は、町民税並びに国民健康保険税につきましては、所得金額及び居住する住宅の損害の程度に応じ、また固定資産税につきましては、土地の被害面積や家屋の損害程度などに応じて割合を定め、それぞれ減免するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

願いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） それでは、詳細につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の167ページをお開きください。議案第11号、平成23年東日本大震災による災害被害者に対する町税の減免に関する条例であります。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けられた皆さんに対し、平成23年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免措置について、新たに条例を制定するものであります。

減免措置につきましては、既に施行規則で規定しておりますが、通常の被害とは異なり被害が町内広範囲にわたっていたことから、被害状況区分や減免の割合を見直すなど、被害者のさらなる支援を図った条例となっております。

それでは、今回の条例の主な点についてご説明申し上げます。

第2条町民税の減免です。第1項は、今回の災害により亡くなられたとき、生活保護法の規定により生活扶助を受けることになったとき、また、地方税法に規定する障害者になったときは、次の表のとおり区分に応じまして減免の割合を乗じて得た額を町民税額から減免するというものであります。

次に第2項ですが、個人の町民税の納税義務者が所有し、かつ居住している住宅が災害により被害を受けた場合、損害の程度が半壊以上であり、合計所得金額が1,000万円以下であれば、合計所得金額や損害の程度の区分に応じ、23年度分の町民税額に減免の割合を乗じて得た額を町民税額から減免するというものであります。

168ページの表をごらんください。合計所得金額について区分ごとに半壊、それから大規模半壊以上に区分し、それぞれ減免するというものであります。

第3条は、次のページにかけまして固定資産税の減免についての記述であります。固定資産税の納税義務者で所有する固定資産が災害により損害を受けた場合、次の表にありますように宅地、家屋、償却資産、それぞれの損害の程度に応じ23年度分の固定資産税額に減免の割合を乗じて得た額を固定資産税額から減免するというものであります。

第4条は国民健康保険税の減免についてであります。第2条町民税の減免についての規定を準用するものであります。例えば、「町民税」というものを「国民健康保険税」というようにそれぞれ読みかえるというものであります。

第5条は減免の申請です。町民税、固定資産税、国民健康保険税の減免を受けようとする場

合は、減免申請書を平成23年8月31日までに町長に提出しなければならないというものです。申請期限を8月31日としましたのは、国民健康保険税の納付書の発送が7月の中旬であることから、このように日程を決めたものであります。

第6条につきましては、減免の取り消しについて記述してあります。

第7条につきましては委任についてですが、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるというものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するということとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今回減免の話なんですけど、挙げられているとおり、死亡したり、あるいは大きな障害を負ってしまったという場合は、人的被害については明確です。ただそれ以外の資産の被害についてどのように考えるかというのが、まだまだ国全体でもすき間があるというふうに考えているところなんです。例えば固定資産税の減免にかかわって「宅地」というふうに書いてあるんですけど、例えば町内見回しましても、私の家もそうなんですけど、宅地の土地を構成する擁壁などに被害があって、それがどういうふうに見られるのかということ是非常にあいまいな部分になっているというふうに思っています。例えば宅地を構成する構造物についても損害に認められるのかどうかということの一つ伺いたいのと、もし認められていないのであれば、それを今後ぜひ考慮していただきたいということです。

例えば、そこから派生して、全壊、半壊、大規模半壊、建物構造物そのものは破損の段階から言えば半壊、大規模半壊、全壊というふうにはなっていないなくても、土地を構成する擁壁などを修理する際に建物を撤去しなくてはならないという場合が出てきます。それについて、もちろん国で基準を示せば一番いいんですけど、ただ修理を待っていたり、あるいは現住家屋にそういう被害が起こって、絶えず余震の中不安を抱えて暮らしているという方も少なからずおられるので、そういう部分について町の考えを伺いたいというふうに思います。

それから、国民健康保険税の減免ですが、減免の規定の中で第2条の規定を準用するというふうになっていて、この中で適用しているのは人的被害の部分だけであります。でも、考えてみますと、例えば今後国民健康保険に加入をしてくる方を考えますと、町内でも震災を理由にして解雇された方などがもう既に出ています。そういう方々が社会保険を抜けて国民健康保険に来た場合に、前年度の所得をもって課税されるのかどうか、その辺をちょっと伺い

たいのと、それから、例えば業者さんで売り上げが激減したとか、年度途中ではありますが、そういう影響が間違いなく出ている業種もあります。例えば国税の所得税の場合ですと、雑損控除を2010年度分までさかのぼって再申告すれば認めるよというようなことも起こっているんですが、資産を失ったあるいは収入が激減したそういう対象の方々について、国保税も減免を考えるべきではないかというふうに考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目については危機管理監、2点目については税務課長。

○税務課長（永井 裕君） ご質問にお答えします。

宅地の擁壁につきましては、今回の被害の対象といたしております。

それから2点目、国民健康保険税の減免についてです。ただ今回の国保につきましては、第2条の町民税のほうに準用するとなっておりますが、あくまでも個人が所有する建物に被害があった場合ということになっているのですが、例えば、建物には全然被害がないのですが収入がぐっと落ちたという場合は、現行の条例にもありますので、そちらで対応するということで考えております。

個人の商売をやっていて売り上げが落ちたという方についても、極端に落ちたのであれば、規則のほうに規定で定めておりますので、そこに該当すればそちらで措置するというふうに考えております。

雑損控除につきましてはこれまでもあるのですが、国税庁のほうからどんどん新しい情報が入ってきておりますので、その辺決まりましたら町民の方にお知らせして周知しようと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 新加入の方の、例えば解雇された方なんかが入ってきた場合に、現行の条例で対応できるのかどうか。例えば申告の資料というのはその時点ではないわけですよね。要するに給与所得者ですから、源泉徴収でされていますから、町税については別になっていますけれども、その辺のところについてどういうふうに手続をするのか。実際に納税相談に來られて詳しくそこまで話ができるのかどうかも含めて伺いたいのですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） それではお答えします。

国民健康保険につきましては、例えばほかの町から転入された場合、所得については1月1日現在柴田町に居住しておりませんので、所得証明につきましては前住所地のほうから取り

寄せて課税しているのが実情です。ですから、今回のご質問の件に関しても、そのような措置を講じていきたいと思っているのですが。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 転入者ももちろんなんですが、社会保険から国民健康保険に移ってくる、例えば給与所得者が解雇されたとか、あるいは会社自体がなくなったという方もいらっしゃるんで、そういう方が国民健康保険に加入するに当たって、もちろん源泉徴収関係の資料がなくなった場合もありますし、被災された企業、そういう事例がある可能性はありますよね。それから、実際に税額を確定する際の調査というか、税額を決めるための収入関係をどういうふうにとどの時点で計算するのかということも含めて伺いたいのですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） お答えさせていただきます。

納税相談とも絡みますけれども、失業されてということになりますと非自発的失業者という形になるかと思えます。それで、きのうあたりもお見えになってはいますが、ハローワークの離職票をお持ちになって相談いただきますと、その適用条項によっては、前年の所得の3分の1とかの所得の軽減を受けた上での課税計算という形になりますので、十分軽減措置が受けられるかと思えます。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、平成23年東日本大震災による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 平成23年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第14、議案第12号、平成23年度柴田町一般会計補正予算を議題とい

たします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第12号、平成23年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災において被災された方々に対するさまざまな予算措置を講ずるものでございます。

補正の主なものは、歳出として、一般町道、農道、各公共施設の補修、災害弔慰金の支給、被災した住宅改修に対する補助などの増額補正を計上しております。その財源として、国県支出金、財政調整基金などを充当いたします。また、債務負担行為の追加及び地方債の変更をあわせて行うものです。

これによります補正額は4億3,319万9,000円となり、補正後の予算総額は124億9,256万6,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 説明を申し上げます。

この予算の補正は、災害救助法にかかわってのさまざまな施策、また災害復旧事業を進めるためのものとなります。

主要財源として財政調整基金から2億1,680万6,000円の繰り入れを行っており、本補正後、財政調整基金の残高は、予算ベースですが約3億2,000万となります。

171ページをお開きください。補正予算の総額です。

総額にそれぞれ4億3,319万9,000円を追加し、補正後の総額を124億9,256万6,000円とするものです。

174ページをお開きください。第2表債務負担行為補正です。

商工業振興施策として、中小企業者を対象とする融資制度を設けますが、その利子補給について24年度から32年度までの限度額を定めます。1,270万6,000円を限度額として計上します。

175ページ、地方債補正です。

災害復旧費として、今回新たに6,080万円を追加します。総額では7,820万円の起債予定とな

ります。

歳入です。178ページです。上段になります。款15国庫支出金土木費国庫補助金5,620万円を計上します。災害査定の対象事業について見込みでの計上となります。

款16県支出金民生費負担金は、災害救助法等にかかわっての国県の負担金となります。災害弔慰金負担金から住宅災害応急修理負担金まで5つの負担金合計で8,889万3,000円を計上します。

款18寄附金は、今回の被災にかかわって町に寄せられた寄附金です。企業、個人から9件、23年度分ですが、約1,050万円の寄附がありました。

款19繰入金。これは今回補正予算のため財政調整基金の取り崩しを行っております。2億1,680万6,000円の計上です。

次のページは災害復旧事業に伴う地方債です。土木債として6,080万円を計上しています。

歳出です。180ページをお開きください。歳出については、各該当科目の計上としていますが、事業名称を、右端にあります「東日本大震災事業」としてくり、科目ごとでその合計を表示しています。

款2項1総務管理費で、災害復旧にかかわる時間外勤務手当442万2,000円を計上します。町長交際費50万円の追加は、被災で亡くなった方々等への見舞金として計上する金額です。

中段、款3項2児童福祉費で、保育所、児童館の修繕料を措置しています。下の段です。項3災害救助費の災害弔慰金3,500万円は、今回の災害で亡くなられた7名の方に対しての予算措置となります。このうち4分の1の費用が町の負担となっていますが、法改正がありました。該当費用については特別交付税で見られることとなります。福祉避難所施設運営事業費24万円は、今回の災害に伴って、町内の福祉施設で高齢者等について短期ケアサービスを受けました。その負担となります。宿泊施設被災者受入負担金は、現在、太陽の村で山元町からの避難者の受け入れを行っております。本来その費用については山元町が担当になるのですが、山元町が現在動けないという形で、受け入れ町である柴田町が代行してこの予算を執行することとなります。その費用について町が、これは繰替えの支弁となります。所要経費2カ月分2,130万円を計上しています。扶助費98万7,000円は、県営住宅3戸を仮設住宅扱いとして町が算段します。おふろ等の設備を行うための経費として計上します。災害援護資金貸付金1,510万円。この予算措置は、災害救助法に基づく融資制度となります。原資は国、県の財源を借り受けますが、融資の実務は町が行うこととなります。

181ページをお開きください。中段です。款4項2清掃費で541万7,000円を計上します。災

害ごみとし尿くみ取りの費用となります。

下の段、款7項1商工費です。震災に伴って今年度予定の事業補助を震災復興のための事業補助として組み替えを行っています。商工会プレミアム商品券発行事業補助を震災復興商品券発行事業補助に、住宅リフォーム事業補助を震災住宅改修事業補助としてそれぞれ予算規模を大きくしております。

182ページです。中小企業者に向けての融資にかかわる利子補給分について今年度分263万6,000円を計上しています。

このページから183ページにかけて、款8の土木費です。項1土木管理費は2,600万円、項2道路橋りょう費1,500万円、項4都市計画費604万8,000円、項5住宅費760万円。それぞれの科目で災害復旧のための修繕料を計上しています。

183ページ中段です。教育総務費で修繕料と備品購入費541万7,000円を計上しています。これはいずれも復旧のための費用となります。

184ページ上段、中段で扶助費を計上しています。これは、小学校、中学校の扶助費なんです。沿岸部の被災地から転入してきた児童生徒のための学用品等の扶助措置となります。

185ページにかけての款11災害復旧費で、農林水産施設災害復旧費と土木施設災害復旧費で復旧工事等の予算を計上しています。土木施設災害復旧費2億4,200万円の事業費となりますが、これは災害査定の対象事業となることを見込んでおり、国庫支出金、地方債を財源として組み入れています。

土木施設災害復旧事業費については、別紙資料がありますので、都市建設課長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 位置図ということで図面をお渡ししております。

まず1ページですけれども、これにつきましては船岡地区、西住、北船岡が中心の図面です。次の図面については槻木中心、入間田、葉坂、成田周辺です。最終的には、まだまだ箇所的にはあるかと思えますけれども、現段階でまとめた箇所が253カ所です。今回査定を受けて、最終的には工事を行うということで、トータルで工事請負費2億4,200万を計上して災害復旧の工事を行いたいという内容になっております。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 181ページの一番下の負担金補助及び交付金です。商工関係、復興商品

券から震災住宅改修とかありますが、私が聞きたいのは利子補給なんですけれども、私の商店街の方から、取引銀行からお金を借りたい、町で利子補給してほしいという要望の声をありまして、町に伝えてこれが実現されるのはいいんですけれども、ただお店の方から言われたのは、こういう状況だから、我々の大事な税金を我々の店の再建とか被害を受けた町民の救済のためにもっと使ってほしいと。正直言って館山にいろいろ花を植えるのもいいけれども、今後はもっと商工関係などにも、つまり町中のお店なんかの再建に使ってほしいと言われたものですから、町として今後この補正予算以外に、さらに商工関係なんかのこういった中小企業向けの対策というのは考えているのかどうか、これが1点目です。

それから2点目は、今都市建設課長が道路の地図について説明しましたけれども、町民から言われたのは、大きな道路とか被害の大きいところは町が調べたのかなと。だけれども、裏道とか道路の狭いところ、そういうところまで細かく町で調べてくれたのか、これから調べる考えがあるのかというのを聞いてくれと言われましたので、その辺をお聞きしたいと思います。

それから3点目なんですけれども、町民からすると、まずこれらの補正予算で道路とかマンホールとか、その他復旧工事をやってもらえると。しかし、町民からすれば、いつまた大きな余震が来るかわからない。正直なところ3月11日の当初のときなど、指定避難所が全く使えないような状況だったと。今後のことも考えて、避難所がちゃんと使えるような対策を早く打ってほしいというふうにも言われているんですね。

そういう意味では、今回は本当にこれ見ると復旧工事のための補正予算ですけれども、今後例えば国のような一次補正、二次補正というような考えがあるのか。特にそういう避難所対策などを打つ考えがあるのか。以上3点お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点目については商工観光課長、2点目都市建設課長、3点目危機管理監、答弁順次お願いします。

○商工観光課長（菅野敏明君） 今回は商店街の方々、中小企業というふうなことで利子補給をというふうなことでお願いしているわけでございます。このベースになっているものは、中小企業の金融の、今現在生きている規則がでございます。正式に申し上げますと中小企業振興資金融資制度というふうなことで、運転資金なり設備資金なりというふうなことで運用しております。運転資金については500万、設備資金については700万というふうなことでいろいろ運用され、商店街の方々が活用されてございます。

今回の利子補給でございますけれども、この中小企業振興資金融資制度の枠組みで今回の被

災に遭った店舗なり、それから相手方の被災先への取引が停滞をして、なかなか資金繰りが苦しいというふうなこともございますので、それらで運転資金なり設備資金を活用していただきたいというふうなことで、それらに伴った利息の補給をするというふうなことでお願いしているような内容でございます。

それから、ほかに企業というふうなことで、中小企業といえますか、商店街等々につきましても、私らのほうで商工会と一緒に今皆様方にお知らせをしているのは、融資制度というのは町の制度ばかりではなくて、県の災害復旧の特別枠制度というふうなことが1,000万というふうなことで打ち出されております。それから、セーフティネットというふうなことで限度額8,000万というふうな融資制度もあるんですけれども、これが9月30日まで延長されてございますので、そういった融資制度等々を商工会と一緒に周知をさせていただいているというふうな状況になってございます。以上です。

○都市建設課長（大久保政一君） 狭いところも生活道路も含めて調査をしているのかということだと思いますが、現在253カ所実は調査をしております。その中で、やっぱり調査漏れも実際ありまして、町民の方あるいは区長さんを通じてここがという電話なりが入ります。そんなときには、当然車両センターを含め、課として、もう一回調査をかけるという体制で臨んでおります。

○危機管理監（佐藤富男君） 3点目の避難所関係でございますが、今回は避難所開設として船岡生涯学習センター、槻木生涯学習センター、船迫生涯学習センター、西住公民館、郷土館、東船岡小学校ということで実は6カ所開設しております。たまたま二次避難所ということで船岡生涯学習センター、槻木生涯学習センター、船迫生涯学習センター、西住公民館、これについては避難所に防災備蓄倉庫を22年度に設置するというので、当日3月11日の正午ごろに防災備蓄倉庫の設置とともに、ストーブであるとか仮設トイレであるとか、いろいろな備品をたまたま設置したところにちょうど午後2時46分に地震が発生したということで、急遽避難所を開設いたしまして、まず二次避難所のほうの開設をしたと。特に二次避難所につきましては、今回も多くの行政区長さんのご協力をいただきながら、職員とともに地域住民のための避難所ということで開設しておりますので、ここの備品等についてもさらに充実を図っていきたいというふうに考えております。

また、行政区長会議を開催いたしまして、やはり給水の確保ということがありましたので、ポリタンクの大きな500リットルぐらいの容量のものを各地区に配備したいということで、今後補正で配置をして、給水の確保に当たっていきたいと思っております。また、23年度につ

いては、防災無線10台を予算化しておりますが、新たに10台くらいを追加して、地域との連絡が早急にとれるような連絡体制づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、例えば県とか町とかがやっている中小企業の融資ですよね。こういう災害があったときの。ただ、どうしても、できたらなじみの銀行からお金を借りたいというような場合も利子補給の対象になるのかどうか。これが1点目です。

それから、今の体育館のこと、私、前に船岡体育館の修繕費が30万幾らと聞いたときに思ったんですけども、これは地元のことだから具体的に言いやすいんですが、3月11日の夜、雪がちらついてきて、正直言ってうちでも高齢者がいるものですから、指定避難所である船岡体育館に行こうとしたんです。私だけがまず様子を見にいったら、屋根から物が落ちているからここは使えないと。じゃあ船岡中学校はどうなんだと。体育館が新しくできたばかりじゃないかと言ったら、いやそこも使えない。ではどこに行けばいいと言ったら、東船岡のほうに行けと言われたと。20人から30人の、どちらかという高齢者の方がその体育館に来ていたんですよ。そのときに。車があるかどうかとか、そういうことがあったんですよ。ですから、私がこの補正予算で、今後復旧工事ではなくてそういう避難所対策を強化する考えがあるのかと言ったのは、今のようによく近くの避難所が使えなかったために遠いところに行かなくちゃいけない。ところが車がない。高齢者である3月11日の夜です。まだ雪がちらつくような寒いときでした。そういう意味でも、これから気候は暖かくなりますけれども、町民からすると、使えない指定避難所では困るよと。早く使えるような避難所にしてほしいという声が私は強いと思うんですよ。そういう意味で今、危機管理監がいろいろ備品なんかを配備するというようなご説明があったように思いますけれども、やっぱり町として復旧工事も急ぐ。さらに今のような避難所対策も強化すべきだと私は答弁を聞いていてさらに思いましたので、そこをもう一度お聞きしたいと思います。

それと、答弁漏れというのは、国が一次補正、これから国会に出す。それでも二次補正の財源どうするというようなことがありますけれども、柴田町として今後さらに被害額などがふえる、対策も打たなくちゃいけないという場合に、二次補正というのを考えられるのか。考えるのか。そのときの財源というのが、先ほど財政調整基金の残高が3億幾らと課長言いましたけど、財源的にも余裕があるのかどうか。そこを先ほど答弁漏れだと思っておりますので、お聞きしたいと思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町が独自に二次避難所をつくりましたが、避難所だけでは解決できないなというふうに思いました。やはり一番は、地域の一次避難所です。地区の集会所、ここが地域の力となって開設されたところと開設されないところに大きな差が出たというふうに思っております。ですから、これからは、やはり一次避難所のほうの対策もあわせてやっていかないといけないというふうに思っております。二次避難所も物理的なものではなくて、実際問題になったのは食料です。これの確保ができなかったということが大きな要因でございました。それから、個々の家に頑張っているお年寄りもいらっしゃいました。そこにつきましても、水、食料を民生委員、児童委員さんとかボランティアの方々と一緒に届けました。ですから、この関係をもう一回整理する必要があるなど。それから、避難所です。本当に言葉は悪いのですが、大の大人が時間をまぶっているような状態の避難所だったんですね。実はね。もう少しその方々も避難所で手伝うような工夫、そういうこともしていかなきゃないなど。

ですから、避難所を完璧に町が運営するということは難しいと。やっぱり一次避難所との関係、それから地域で暮らしている人の関係、それから自治避難所をみんなで運営していく、こういうマネジメントというのですか、運営の方法、こういうことまできめ細かに対応していかなければならないというふうに思っております。そういう点では、避難所のあり方に大きな問題を残したというふうに思っております。

2点目でございます。補正予算、当然まだ農業関係の対策が残っておりますので、それから、実際に今罹災証明の調査をやっておりますので、その関係でふえてくる可能性もございますので、そう大きいものにはならないと思いますが、補正予算は当然出てくるということになっております。

それから、財政調整基金3億2,000万、減債基金9,000万ございまして、4億1,000万ということでございます。ですから、5億円使っても4億1,000万、足りないのかと、どうだと言われると、1億4,000万の時代がございましたから、それから比べれば大丈夫なのですが、私としては5億というふうに言っておりますので、4月の地方交付税並びに特別地方交付税、この関係で国のほうで多分支援をいただけるのではないかなというふうに思っております。ですから、5億円丸々一般会計に繰り出しをしておりますが、5億円のうち2億円ぐらいは逆に国のほうからの支援があるのではないかなというふうに思っておりますので、大丈夫だとは言えませんが、大丈夫でもないとも言えない状態だということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の答弁で思ったのは、今度の地震で町民の方から防災マップ、正直言って余り役に立たなかったという言い方はなんですけれども、町長の今の答弁からすると、やっぱり避難所のあり方とかというのも町としても考え直すというようなことだったので、これは危機管理監にお聞きしたいんですけど、例えば今後まだまだ余震とか続きますけれども、防災マップというのをつくり直すというか、今回のことは想定外の地震でしたけれども、つくり直すという考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 防災マップについては、今問題があるというようなことでしたけれども、今回の防災マップについては、ハザードと地震と、今想定されるデータをもとにつくっておりますので、特に大きな問題点があったということでは考えておりません。ただ、今後42の今自主防災組織がありますので、今町長もお話ししたとおり、非常に重要になるのは、やはり地域の自主防災組織との連携がますます重要になってくると思いますので、今後はさらに自主防災組織との連携をとりながら、また、今ご質問にありました避難所の運営のあり方、それらも総合的に行政区長さんのほうと話をしながら運営できるようにしていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 細かくいろいろ予算分けされているんですが、支援制度の一覧表で伺いたいと思うのですが、細かく聞くのではなく大きく聞きたいんですけど、一つは、今回の支援制度はかなり多岐にわたっています。当然担当課も分かれるとは思いますが、この一覧表で見た場合のそれぞれの制度の受付担当課がどのようになっているかというのを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正弘君） それでは、担当課ということでございますけれども、国の制度3点ございます。このほかにもいっぱいあるんですが、一応主なものを挙げておきました。災害弔慰金、これにつきましては福祉課のほうを担当してございます。それから災害援護資金貸付金、これにつきましても福祉課のほうを担当してございます。それから、住宅災害応急修理、これについては都市建設課が担当しております。これは現物給付ということになりますので、建築関係で担当しております。それから、震災住宅改修事業の補助ということでございますが、これにつきましては商工観光課が担当します。次の平成23年度の柴田町中小企業者東日本大震災対策資金利子補給でございますが、これも商工観光課が担当いたしま

す。それから、同じく震災復興商品券発行事業補助も商工観光課が担当しますが、商工会の2割増し商品券ということになりますので、商工会と一緒にやって対応するということがございます。町長交際費については、総務課というふうになります。次に、被災者生活再建支援制度につきましては、福祉課が窓口となってつないでいくと。実際については被災者生活再建支援法人ということで、そちらのほうが直接担当しますが、窓口は福祉課になるということになります。あと、下の義援金、日本赤十字社の義援金については社会福祉協議会のほうが担当します。最後の日本財団のほうにつきましては、これは直接日本財団のほうに対応するようになりますけれども、一応福祉課のほうで件数を把握し、報告するというような形で福祉課が担当してございます。この流れについては以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 考えなくちゃならないのは、被災された方に対して支援制度を行うに当たっては、手続を簡素化して、できる限り支援制度が早く行き渡るようにということを考えてはならないというふうに考えています。それでざっと見てみると、いろんな課に割り振られてはいるのですが、面談が必要な制度も多いので、例えば福祉課なんていうのは、結構個別個別のケースによって判断をしなくてはならないケースも多いのでかなり大変になってくるのではないかなと思うんですが、その点で支援制度が一段落するまでの間の人事配置について、やはり考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。例えば沿岸部の被災自治体ですと、臨時職員で対応できるがれきの撤去などについては新たに雇用して、一般行政職の手続等の複雑な仕事について、正規の職員でなければ対応できないようなところに職員を傾斜して配分しているようなことも聞いています。この中で見てみますと被災者生活再建支援制度や震災住宅改修事業補助、これもまた300件分の手続があるわけですよ。そういう場合に、予想される人材が必要なところに重点配分するなどの人事配置を考える必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正弘君） この表で申し上げますと、対象範囲というのを見ていただくとわかりだと思います。災害弔慰金、死亡、最近病死も含むということになってございまして、あと行方不明、それからほとんどが建物であれば半壊以上のような部分についての対策というふうになってございまして、一番下の物的被害というもの、人的被害状況の中で4月25日現在の被害状況でございますが、人的被害、物的被害とありますが、このうち罹災証明350件受け付けしてございまして、そのうち判定が247件、まだ247件の調査段階でございますけれど

も、全壊が11件、大規模半壊が11件、半壊が35件ということで57件の対象ということでございまして、対象者につきましてはそれほど柴田町の場合は多くございませんので、現状の体制でやっていけるものというふうに考えてございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） それと、基本は申請になると思うんですが、申請手続の簡素化という点ではどうかという点なんですが、例えば罹災証明の申請書を書く際に、私は何件かから書き方について相談を受けたんですが、例えば被災自治体の罹災証明の申請用紙なんかを見ると、チェックシート形式で、あなたのお宅は住めなくなったというふうに危険度判定で言われたとかそういうのをチェックして、幾つかのチェック項目で、直接文章で書き込む部分を極力減らしたというような手続をやっていたのが亘理町で、かなり工夫をしていたと思うんですが、例えば住宅リフォームなんかでも300件分の申請書類を、事前に罹災証明で調査をしているというふうにはなっても、1件1件の手続をやっていくという点については、よほど簡素化しないと待たせてしまうことにもなりかねないというふうに思いますので、その点について手続の簡素化、それから罹災証明の第1次受付がきょうまでになっていますが、今後第1次分ほど大きく出てくるとは思いませんが、今後また被害が変わってくる中で、手続上、例えば再調査11件となっていますが、これから実際に支援制度を受ける中で、特に全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の判定について不服を感じる方が絶対出てくると思うんです。そういう部分についても、今回っている調査の人たちだけでは足りないんじゃないかという懸念もあるのですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正弘君） 実は、先ほど町長が話したかと思いますが、きょうとあす、実際には200何件の方にまずは罹災証明書を出しました。その中で40件ぐらいなんですけれど半壊以上の方に文書を入れまして、きょうとあす集中的にこういった制度があるという内容と申請の相談を2日間でやりまして万全を期しているということがまず第1点でございます。

それから、あしたとあさって、現在まだ調査していない部分が150件ぐらいあります。今から連休に入ってしまうということでございますので、連休前に、あしたから休みですけれどもあしたとあさって、10班体制で一気にいきたいと。10班体制で今調整してやっているんですけれども、8班から10班体制ということでご理解していただきたいんですけれども、この体制で2日間集中的に回り、そして連休明けには決裁をとって150件分の罹災証明の発行をしていこうと。その間、連休中も対策本部は設置してありますので、罹災証明の申請に来た場

合については総務課が中心となって受け付けはずっとしていますから、ふえてくるとは思いますけれども、そういった体制で臨んでおりますので、何とか連休中に今上がっている分の調査をし、連休明けには罹災証明の発行までにいきたいというふうに万全を期しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 4点ほどお聞きします。

まず、178ページのところで説明がありまして、寄附金のところで説明がありました。柴田町のほうによそから寄附あるいは支援という形でどういったものが入っているのか、その辺の状況をお知らせ願いたいと思います。

それから、支出に関しましては180ページ、児童館と小学校のことについてお聞きします。子育て支援センターは、前に議会のときにもう老朽化で耐震の力がないということで建てかえるというふうな答弁をいただいていますけれども、今回の地震でも大分傷んでおります。今便宜的にブルーシートで補修になっていますけれども、今後どういったことを継続していくのか。しばらくやるのか、早目に建てかえるのか、その辺のところの見通しをお知らせ願いたいと思います。

それから、小学校に関しましては船迫小学校なんですけれども、ちょっと前ですが水漏れがありまして、地面の中の配管が破れたということなんです。修繕したんですけれども、管自体が相当老朽化していると。あそこは大体創立30周年をやっていますので、30年くらいの年限がたっているということですから、もしかしたら30年経過すればもう管自体が時間的に老朽化すると。それは大規模改修という話もあるんですけれども、そういった土の中の部分のやつをそのままにして、上の部分だけを大規模改修してもまだ下に問題は残ると。その辺の状況、船迫小学校に限らず町内のそういう施設に関して、時間的な経過で老朽化しているというものの把握はしているのかどうか。

それから、転入児童のことも先ほど話しになったんですけれども、どのくらいの人数をどの学校で受け入れているのか、その辺の状況を説明お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 1点目について会計管理者、2点目について子ども家庭課長、3点目、4点目は教育総務課長、順次お願いします。

○会計管理者（小林 功君） それでは、この災害に当たりまして寄附金の受け入れ等を担当しましたので、ご報告したいと思います。

寄附金につきましては、4月27日現在、個人6名、団体6団体から1,067万3,260円というこ

といただいております。予算計上時には1,050万という中身でございました。

それから、救援物資関係なんです、救援物資につきましては64個人団体からいただいております。内訳としましては、個人が26名、団体企業が38団体ということで、寄附金にしましても救援物資につきましても、町内、町外それぞれ町内の主要となる企業とか、あと寄附金につきましては北海道の伊達市議会のほうからいただいているという内容でございます。以上です。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 2点目の子育て支援センターのご質問についてお答え申し上げます。

子育て支援センター、兼ねて船迫児童館の施設とはなっておるんですけれども、3月11日の地震の際は、先ほどの専決の内容でご説明したように施設等の応急修繕を行いました。今回、外壁と遊戯室、ホールという部屋があるんですけれども、そちらの床等の修繕ということで取りかかるというふうにしてございます。

建設の見通し等についてのご質問もございましたのですが、町長が前に申し上げておりましたように25年度を目標に建設をするというふうに今計画しておるところでございまして、大型の児童センターということで、24年度から25年度に向けて整備をしたいということで震災前は考えておりましたが、このような状況になりまして、今後財政的な計画等とも見合いながらもう一度調整は必要かと思うんですが、今のところは25年度を目標に建設をするという計画であります。

○教育総務課長（小池洋一君） 船迫小学校の水漏れの件でございしますが、玄関わきの廊下の下で漏水がございました。廊下を壊して中の土の中の本管を修繕するというような大規模な修繕を今回行っています。管が土の中ですので、老朽化しているということで、大分老朽化しているような状況になっています。これについては、大規模改修で改修するのか、それまでもたなければ早急に管の布設がえ、土中でない布設がえをやっていかなければならないということで考えております。

それから、そのほかの学校の土の中の配管ということでございますが、それらについては調査してまいりたいと思います。

それから、今回避難している児童の数ということでございますが、4月中旬の資料なんですけれども58名の児童生徒が柴田町のほうに来ています。この方については、住所をこちらに持ってきた方、それから住所は持ってこない区域外就学の方を合わせて58名です。そのうち区域外就学は26名で、住所まで持ってきて転入した方は32名になっております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 支援関係で、先ほど団体6という説明いただきましたけれども、どういふ団体なのか、具体的な名前は教えていただけませんか。

それから、子育て支援センターの修繕につきまして、これは当初の予定で24年度、25年度の建てかえというふうな予定でおるのですけれども、相当安全性に問題があるのではないかといいふうに思われます。ですから、その間の安全面について、対応するとは思いますが、どういった対応をするのか、その辺のところをお聞かせ願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。会計管理者。続いて子ども家庭課長。

○会計管理者（小林 功君） それでは、寄附金のほうの主たる会社関係なのですが、町内においては東海高熱工業さんのほうから500万円、あと日本医療さんのほうから500万、それから北海道伊達市議会議員会から10万円ということまでいただいております。あとそのほか町外の企業数社からそれぞれいただいております。以上です。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ご質問にお答えいたします。

対応といたしましては、今回の震災によります施設の修繕箇所につきまして対応させていただくということで、屋根につきましては、今暫時ブルーシートで覆わせていただいておりますが、これは応急処置、雨漏り対策でございまして、今後これもかわら等の修繕をしていくと。あと外壁等につきましても、耐震診断等につきましても余りいい結果は出ていなかったんですが、それにつきましても外壁の補強等を含めまして修繕を重ねていきたいというふう考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 耐震の話をしたときに、0.6という答えをいただいていると思うんです。同時に町民体育館あたりも相当低い数字だったろうと思うんですけれども、今回想定外の地震でも壊れなかったんですね。ちょっと耐震の数値というのが本当にどれをあらわすのかと、私個人的に疑問に思っているんです。だから、相当傷んでいる建物も大分あると思うので、耐震の度合いについて再度検討する考えがあるのか、その辺のところを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしくマグニチュード9.0、震度5強ということで、建物的には成人式等も別な会場ということもありますので、思ったより丈夫だったなという印象はあります。数値的なこともありますので、もう一度検討させていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 180ページの民生費の中の保育所費に修繕料が入っているのですが、西船迫保育所の天井からの暖房ですね。あれがやはり今回の震災では一番危険だったと思うので、その全部撤去は考えていないですか。暖房そのものを変えるということは。特に大規模改修もあることからすべて見直して、早い段階で天井からのものは撤去するという部分は必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ご質問にお答えいたします。

確かに議員のご質問にございましたように、西船迫保育所では天井からのダクトと申しますか、配管によって温水を通じて暖房をするシステムになってございます。今回3月11日の震災では、その送風口と申しますか、それがちょっと下がってきたところもございまして、それにつきましてはすべて、下がったところもそうでなかったところも施設内のすべてについて点検をさせていただきました。補強の仕方としまして、業者さんのほうに見ていただきまして、支持する金具等につきましてはすべて補強していただくという対応でこれから行うわけなんですけれども、そういうふうを考えてございます。

今ご質問にありました天井配管になっている設備自体の見直しにつきましてはですが、そこまでは今のところ考えてはございませんでした。ということは、やはり改修して臨むのが、費用等のこともございまして、全体的な今の設備と新たな設備の比較はまだしてございませんので、今後は検討させていただきますが、何せ大規模改修で予算をいただいている配当といえますか、予算額の中で、できる範囲で対応していかなければならないかなと当初は思っていたございましたが、今回震災もございましたので、それも含めてもう一度検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 命にかかわることですので、特に上からのものに対しては、もう防ぎようがないんですね。ですから、今回本当に被害者が出なくてよかったなと思っているのですが、今後の大きな余震に備えるためにも、テープで押さえただけのような状況は絶対なくしてほしいし、それから暖房そのものを見直すということは今後必要だと思うんですね。今回もそこから水が漏れて大変な状況になりましたので、大規模改修とあわせてぜひぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成23年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年柴田町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時38分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年4月28日

議 長

署名議員 番

署名議員 番